

中之条町浄化槽エコ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中之条町は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換を促進するために要する経費について、補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、当該年度内に整備する浄化槽で、次に掲げる要件をすべて満たすものについて交付する。

- (1) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を確認できること。
- (2) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を原則として撤去処分すること。
- (3) 浄化槽整備事業により整備する浄化槽であること。
- (4) 当該年度末までに浄化槽の使用開始が確認できること。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、人槽にかかわらず1基あたり100,000円とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽使用開始後1ヵ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽使用開始届出書の写し又は合併処理浄化槽使用開始届の写し
- (2) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽を使用していた場合）
- (3) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の埋設状況、撤去後の状況及び撤去物を確認できる写真
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金額交付決定)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出がされたときは、これを審査し、補助金の交付要件を満たすと認められるときは、補助金額の確定を補助金交付確定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(補助金の請求)

第6条 町長は、前条の規定により補助金額の確定後、補助金交付請求書（別記様式第3号）による申請者の請求に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 条例、規則及びこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。